

「中学校卒業生等進路支援事業」実施要綱

平成24年3月27日子ども未来局長決裁

最近改正 平成27年12月2日子ども未来局長決裁

1 目的

この事業は、未成年者であって中学校及び高等学校を卒業するとき、又は、高等学校を中途退学するときに就学や就職が決まっていない者に対し、学校教育から離れた後、できるだけ早い時期から支援を行うことにより、困難を有する若者に陥ることを未然に防止し、もって、若者が社会的に自立することを目的とする。

2 対象者

本事業の対象者は、次の各号に該当する未成年者のうち社会的な自立に不安がある者とする。

- (1) 中学校を卒業するときに就学又は就職が決定していない者
- (2) 高校進学後、継続して通学することが困難になると予想される者
- (3) 高等学校を中途退学するときに就学又は就職が決定していない者
- (4) 高等学校を卒業するときに就学又は就職が決定していない者

3 個人情報の保護について

対象者の個人情報は、札幌市個人情報保護条例等に基づき、目的達成に必要な範囲でのみ利用する。

4 事業に関わる各機関の役割

学校、市長、若者支援総合センターのそれぞれの役割は以下のとおりとする。

(1) 学校

ア 学校は、2(1)から(4)に該当する者を生徒情報報告書(様式1)によって市長に報告する。

イ (1)アにおいて、支援を希望する生徒・保護者から、「進路支援参加申込書(以下「申込書」という。)(様式2)を徴し、生徒情報報告書(様式1)とあわせて市長に提出する。

ウ 上記の他、学校は若者支援総合センターが行う支援に関し必要な協力を努める。

(2) 市長

ア 市長は、(1)アの進路支援を必要とする者に対し、速やかに申込書（様式2）を郵送する。ただし、(1)イにおいて、学校から既に提出のあった者についてはこの限りではない。

イ 市長は、学校に対し、(2)アの進路支援を必要とする者の申込状況を報告する。

ウ 市長は、学校及び若者支援総合センターとの連絡調整を行う。

エ 市長は、(3)エの報告の検証を通して、本事業に関する新たな企画立案やそれに伴う要綱等の改廃を行う。

オ 市長は、学校から提供された情報を適切に保管廃棄する。

(3) 若者支援総合センター

ア 若者支援総合センターは、速やかに申込書に記載された本人又は保護者に連絡を取り、最適な支援につなげる。

イ 若者支援総合センターは、申込状況を適宜、市長に報告する。

ウ 若者支援総合センターは、申込書を適切に管理する。

エ 若者支援総合センターは、毎月の支援状況を市長に報告する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年12月2日から施行する。